

ヤングケアラー支援マニュアル

まつなぎや利用ガイドブック



NPO法人school「まつなぎや」

〒856-0805長崎県大村市竹松本町1000-22「まつなぎや」

TEL 080-4285-0279

mail: matsunagiya@gmail.com

<http://matsunagiya.jimdofree.com>



ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

(子ども・若者育成支援推進法第2条第7号)

ケアには思いやりを育む等良い面もありますが、過度な負担が続くと、友達と遊ぶなど子どもらしく過ごす権利の侵害、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、就労への影響など長期的に影響があることを理解しましょう。

「子どもの権利」が侵害されていないかのチェックリスト

教育を受ける権利

意見を表す権利

休み・遊ぶ権利

健康・医療への権利

社会保障を受ける権利

生活水準の確保



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもたちの世話をしている



障がいや病気のある子どもたちの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看護をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟

1. 相談支援事業

相談窓口は、来所による対面・電話・SNSなどで受付けています。まつなぎやでは、当事者とその家族の困りごとに着目し、潜在的に隠れているヤングケアラーの発見につながるように、支援対象の子ども若者のカテゴリを広くして相談を受けています。

そのため、ヤングケアラー関連以外にも、不登校や養育面の心配、地域とつながって欲しいなど幅広い内容で連絡・相談を受け付けています。必要時は関係機関と連携を図りながら対応します。

2. 子どもの居場所事業「まつなぎや」

開所日 : 火、水、木、金、土 (祝日は閉所)

時間 : 10時~18時

イベント: 第1土曜日 子どもまんなかカフェ (当事者の会)

第2土曜日 子ども食堂

第3土曜日 ワークショップ (多世代交流の場)

利用対象者は、ヤングケアラーに限定せず予約なしで、どんな子ども若者も気軽に立ち寄っていい場所として運営しています。周囲からヤングケアラーと限定されないことと、幅広い対象の子ども達の中から、潜在的なヤングケアラーの発見につながる。また、寄り添ってつながり続ける「伴走型支援」によって、何か起きる前からの、つながりを持つことで、孤立をなくし、様々な生きにくさを抱える課題に対して、予防と必要な支援につながることを目指しています。

※看護師・児童発達支援管理者・介護支援専門員の資格を持った スタッフ2名が常駐しています。

不登校・ひきこもり等の居場所の利用も可能です

3. 広報・啓発事業

まつなぎやでは、以下のとおり広報・啓発を行っています。

- ①各関係機関や地域へのチラシ配布・SNS・HPなどでの情報発信。
- ②関係機関や地域の様々なグループ・団体への研修・講演で、ヤングケアラーに関してお話をする「ドコデモ出前講座」の実施。

※講座をご希望の方は、お気軽に問い合わせください。

申し込みフォーム→



ヤングケアラー支援のフローチャート

気づく

関係各機関は日々の業務において、サービス提供等の支援を受けている家族の背後にヤングケアラーと思われる子どもがいないかどうか気かけます。
介護や障害等のアセスメントの際に、家族構成にも留意します。特に、ひとり親家庭や障害のある家族がいる場合には子どもがヤングケアラーである可能性も意識します。

つなぐ

情報共有を行います。
気付いた機関にて子どもと対話をしたほうが子どもにとって話しやすい環境である場合は、当該機関にて子どもの状況の把握を行います。
そうでなければ、まず相談してください。
はじめに気付いた機関のみで対応できる場合、情報共有をしましょう。

支援する

ヤングケアラー本人や家族に話を聞くとともに、必要な支援の方針を検討し実施します。
連携が必要と考えた場合、各関係機関に集ってもらい、ケース会議等を実施します。専門性を発揮しながら役割分担をし、支援内容を検討し実施します。
可能ならば、本人や家族もケース会議に出席してもらい、どのようなことを望んでいるのか、一緒に考えていくことが望まれます。

見守る

家族状況や本人のケア負担の変化、ライフステージ等に応じ、支援内容の見直しが必要になることもあります。
変化に早期に気付けるよう、見守りが重要です。
見直しが必要な場合「支援する」のフェーズに戻り、本人や家族のニーズを確認し再アセスメントを行います。

まつなぎやにおける支援のフローチャート図

気づく

緊急性

同意

緊急性

関係機関で見守り

見守る

こども家庭支援室
児童相談所・関係機関など

支援する

必要な支援により状況が
落ち着き、同意が得られる

つなぐ

まつなぎや

つなぐ

まつなぎや

つなぐ

関係機関

まつなぎや

こども家庭支援室

コミュニティ

本人と
その家族

まつなぎや居場所

支援する・見守る



支援につなぐ際のポイント

●緊急対応の必要性の確認

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した際には、先ず緊急対応が必要であるか否かの判断が求められます。子ども本人や家族の心身に危険が及んだり、重大な権利侵害が行われていたりしないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかにこども家庭支援室または児童相談所に連絡してください。また、この際に単独で判断すると緊急性を見落とすリスクがあります。必要に応じ、関係機関と情報共有を行い、複数の視点から判断することが、緊急性が高い家庭を見逃さないことに繋がります。

●本人や家族の意思確認

ヤングケアラーと思われる子ども本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。本人や家族との信頼関係を構築していく上でも、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことはとても大切なことです。虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重するよう心掛けましょう。

●本人や家族を否定しない

ヤングケアラー本人としては、負担になっていても大切な家族のために自分からケアしたいという思いがあることも少なくありません。ケアすることを否定されると今まで自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともあります。また、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性があります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないように意識し、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、それぞれの思いを尊重する姿勢は極めて重要です。

●必要に応じ連携支援を行う

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、ヤングケアラーの支援では家族の状況に応じた既存の支援の組み合わせが重要です。ヤングケアラーが置かれている状況や認識は様々であり、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、状況に応じて工夫することが求められます。ただし、ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならないわけではなく、各機関・部署や担当者が少し視野を広げ、各々の立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切であり、組織横断的に取り組むことが求められます。

早期発見のためのアセスメントシート

☐ 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか 〈健康に生きる権利〉

- 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていない
- 精神的な不安定さがある、表情が乏しい
- 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）
- 家族・将来のことに対して不安や悩みを口にする
- 極端に痩せている・太っている
- 生活リズムが整っていない
- 身だしなが整っていない（季節に合わない服装）

〈教育を受ける権利〉

- 欠席が多い・不登校
- 遅刻や早退が多い
- 保険室で過ごしていることが多い
- 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける
- 授業中の集中力の低下、学力の低下
- 宿題や持ち物の忘れ物、提出物の遅れや忘が多い

〈子どもらしく過ごせる権利〉

- 生活の為に就職やアルバイトをしている
- 家族の介助・付き添いをしている姿を見かける
- 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける

☐ 家族の状況

- 家族構成（同居している家族）
- サポートが必要な家族の有無とその状況
- 子どもが行っている家族等へのサポート内容

☐ ケアラーである子ども若者の状況（サポートの実態）

- 子どもがサポートしている相手と費やしている時間
- 家庭内に子ども若者本人以外にサポートする人がいるか